

## 民放労連声明 「停波」発言を撤回しない高市総務相の辞任を求める

2016年3月9日

日本民間放送労働組合連合会  
中央執行委員長 赤塚 オホロ

高市早苗総務相が、放送法に違反したと政府が判断した放送局について電波停止命令を出すことができる、と国会答弁で繰り返し発言していることに対し、私たちはただちに強く抗議して発言の撤回を求めるとともに、2月16日に総務相に公開質問状を提出してその真意を質した。しかし、2月29日付で送られてきた回答は、私たちが問題視した答弁をおうむ返しに繰り返しただけのものであったため、私たちは3月1日に再質問状を送付した。これに対して総務省は翌日、放送政策課名で「国会答弁の内容に尽きる」とする文書を私たちに送付して、実質的に質問を無視する対応を取った。放送の自由と自律を脅かす総務相発言を深く憂慮する私たち放送の現場で働く者からの真摯な質問をこのように粗略に扱ったことについて、私たちは改めて強く抗議する。

放送の政治的公平などを定めた放送法第4条には罰則規定がなく、放送局が自律的に守るべき倫理規定と解釈するのが通説で、「番組編集準則違反に対して電波法の無線局の運用停止や放送法の業務停止などの行政処分を行うことは表現の自由を保障する憲法上許されない」とするのが大方の専門家の意見だ。むしろ、政府などの圧力によって放送の政治的公平性が失われることのないよう、権力者を戒める規定と解釈すべきものであり、放送法制定当時の立法趣旨である。番組内容を理由とした政府による「停波命令に憲法上の問題はない」という総務相の答弁は、「一切の表現の自由」を国民に保障した憲法21条に違反しており、憲法とは国民が権力濫用を規制するものだという立憲主義の否定に他ならない。

一連の国会答弁や総務省の見解は、権力者にとって都合の悪い番組を放送させないように放送局に対して露骨な圧力をかけて放送局の委縮を狙うもので、絶対に許されない。2月末にテレビキャスター有志が「私たちは怒っている」とするアピールを公表して一連の総務相発言を厳しく批判したが、その怒りは放送の現場で働く私たちすべてのものでもある。

民主主義の根幹をなす「表現の自由」や立憲主義を否定する発言を繰り返して恬として恥じない高市総務相は、大臣の任に能わないことを自ら証明したものと云わざるを得ない。私たちは、「停波」発言に固執する総務相の速やかな辞任を求める。

以上